

令和3年2月
(第7回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和3年2月25日(木曜日)

令和3年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年2月25日(木曜日) 午前9時00分～午前9時48分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	松 山 和 子
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 戸島 和則
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和3年2月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。5番、後藤委員が都合により、少々遅れておりますが、現在のところ、12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、2番の北之口委員と3番の富田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権移転に関するものが1件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第18号 議案書の読み上げ)

3ページをご覧ください。集計表となっております。

(3ページ 集計表の読み上げ)

4ページから6ページの受付番号1番の資料については、それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、審議の際に合わせて、ご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

7番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

7番： 7番、溝田です。2月16日に野村推進委員と申請人と私で調査をしました。申請地は、○○の○○より○○を北に少し入った、○○集落の北側の水田地帯の南にあります。西側、北側は宅地で、南側は排水路、東側は別件の5条申請の残地であります。現在は、玉ねぎなどが植え付けてあります。調査の意見としまして、申請人は町内で○○と農業を営む兼業農家で、今回、子どもが隣接地を購入し、住宅建設予定で、現在、譲受人は熱帯果樹のパイン等を栽培されていますが、今回の所有権移転後にはハーブなどを植え付ける計画であり、周辺への迷惑など考えられず、問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区

の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

推進委員： はい。

議長： 野村推進委員どうぞ。

推進委員： 資料の中の経営面積ですが、譲渡人が〇〇㎡ぐらい、譲受人が〇〇㎡ぐらいですが、これは間違いはないですか。

議長： 事務局。分かっていますか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 農地台帳から出しておりますので間違いないと思います。野村委員が言われるのは、譲受人の方だと思われませんが、〇〇に畑を所有されておりますので、その分が入っております。

議長： よろしいですか。

推進委員： はい。

議長： 他にございませんか。

6 番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 6 番、淵脇ですが、有償無償の無償は何か意味があるのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。この後の議案第 19 号で上程しておりますが、一般住宅を建てられる土地の残地であり、息子さんが購入される土地代金に含まれているものです。畑として購入される部分について、無償として取り扱いをさせていただきたいとのことです。

議長： よろしいですか。

6 番： はい。

議長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第18号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第18号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： それでは、7ページの議案第19号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(議案第19号 議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、8ページから16ページまでございます。

転用目的は、一般住宅の建築に関するものです。それぞれお目通しください。

なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

7番： 7番、溝田です。2月19日に橋口会長、徳留委員、野村推進委員、事務局と私とで調査をしました。申請地は、〇〇の〇〇近くの〇〇集落の北側水田の南側の一角で、先ほどの3条申請の東側です。南側は排水路、東と北は宅地で、西側は水田です。現況は雑種地であります。譲受人は現在、〇〇在住ですが、根占で働いており、今回、ここに住居を構えて移り住みたいとのこと。今回、〇〇番地の一部と北側、東側と併せて住宅を建築するとのこと。特に問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。先ほど、淵脇委員から3条申請の中でご質問がありました有償無償の関係でございますが、9ページの申請書の下から3段目の資金調達計画のところをご覧いただきたいと思います。ここに土地取得費〇〇万円と記載されておりますが、先ほどの3条の土地とあわせて、この5条申請の〇〇㎡を〇〇万円で購入されたということでございます。それと、この土地につきましては、平成〇〇年〇〇月に別な方が申請をされ、総会で承認をいただいております。平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで県知事の許可をいただいた後、諸般の事情によりまして、令和〇〇年〇〇月〇〇日取消し願をされ、県から令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで取消しの通知が届いております。今回、改めて、〇〇さんが申請されるということでございます。以上です。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号1番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思っております。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第19号、受付番号1番について許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第19号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第20号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、17ページの議案第20号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件でございます。

(議案第20号 議案書読み上げ)

事務局： 受付番号1番については、一般住宅の建設に関する整備計画の変更でございます。資料は、18ページから26ページまでとなっております。それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

7 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

7 番： 7番、溝田です。2月19日に橋口会長、徳留委員、野村推進委員、事務局と私とで調査いたしました。申請地は、〇〇の〇〇集落内の〇〇の東側に位置し、北側と南側は雑種地、東側は用排水路、西側は道路を挟み、宅地となっております。譲受人は現在、〇〇に弟と同居中ですが、本申請地に自宅を建築し、転居したいとのことです。周辺は宅地化が進んでおり、本申請はやむを得ないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております、あっせんと行事予定の資料の3ページですが、今回の農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域図を添付しております。真ん中あたりの斜線の部分が今回の申請地となっております。着色されている部分が農用地区域に含まれている土地でございます、今申請は外周部に位置しております。以上です。

議 長： ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号1番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第20号、受付番号1番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第20号、受付番号1番は承認することに決定いたしました

ので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 27 ページの議案第 21 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 21 号 議案書読み上げ)

(28 ページ 総括表読み上げ)

29 ページから 33 ページの集積計画については、それぞれのお目通しください。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 1 番に野村推進委員に関する議題の提出がございました。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(野村推進委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長： 何もございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 21 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。
全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 21 号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 21 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(野村推進委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他
1) 地籍調査の進捗について
2) 高齢者支援対策について
3) 耕作放棄地復旧謝金について
4) 令和2年の賃借料情報について
5) ミカンコミバエについて
6) 人・農地プランの日程について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和3年2月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員